入札公告（建設工事）

次のとおり一般入札に付します。

平成29年7月3日　　東京国際空港ターミナル株式会社
代表取締役社長　土井　勝二

1．工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　東京国際空港国際線旅客ターミナルビル等再増改築工事

⑶　工事場所　東京都大田区羽田空港二丁目（東京国際空港内）

⑷　工事内容　本工事は、東京国際空港国際線旅客ターミナルビル等の再増改築工事一式（建築・設備一括請負）を工区ごとに行うものです。

①規模

（Ⅰ工区）

Ｊ工区	建築面積	約	3,000㎡
	延床面積	約	7,700㎡
Ｊ工区（附属改修①～④）	建築面積		－㎡
	延床面積	約	22,000㎡
Ａ工区（その２）	建築面積	約	700㎡
	延床面積	約	2,300㎡
Ｂ工区（その２）	建築面積		－㎡
	延床面積	約	700㎡
Ｔ２南工区※	建築面積	約	16,700㎡
	延床面積（増築）	約	67,200㎡
	延床面積（改修）	約	21,700㎡

（Ⅱ工区）

Ｋ工区	建築面積	約	2,900㎡
	延床面積	約	5,600㎡

②構造

（Ⅰ工区）

Ｊ工区	地　上　部	鉄骨造　地上６階建
	地下ピット	ＲＣ造
Ｊ工区（附属改修①～④）	地　上　部	鉄骨造　地上６階建
	地下ピット	ＲＣ造
Ａ工区（その２）	地　上　部	鉄骨造　地上６階建
	地下ピット	ＲＣ造
Ｂ工区（その２）	地　上　部	鉄骨造　地上３階建
	地下ピット	ＲＣ造
Ｔ２南工区※	地　上　部	鉄骨造　地下１階 地上５階建
	地下ピット	ＲＣ造

（Ⅱ工区）

Ｋ工区	地　上　部	鉄骨造　地上３階建
	地下ピット	ＲＣ造

③用途

（Ⅰ工区）

Ｊ工区	旅客ターミナルビル（本館）
Ｊ工区（附属改修①～④）	旅客ターミナルビル（本館）
Ａ工区（その２）	旅客ターミナルビル （南ウイング）
Ｂ工区（その２）	旅客ターミナルビル （到着バス降車場）
Ｔ２南工区※	第２旅客ターミナルビル （国際線）

（Ⅱ工区）

Ｋ工区	旅客ターミナルビル （サテライト）

※「Ｔ２南工区」は東京国際空港第２旅客ターミナルビル（国際線）のフライト情報表示システムを含む情報設備一式及び保安検査機器新設工事一式

⑸　工期

（準備工事着工時期）
　平成29年11月１日以降とし、具体的な着手については協議によります。
（着工時期）
　平成30年２月１日以降とし、具体的な着手については協議によります。
（竣工時期）
　Ⅰ工区：平成31年12月31日まで
　Ⅱ工区：平成31年８月31日まで
　詳細は入札要項書に基づきます。

⑹　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事です。

⑺　本工事は、入札参加資格の確認後に技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の対象工事です。

2．入札参加資格

上記の一般競争入札に参加されるためには、次に掲げる条件を満たしていることが必要です。

⑴　単独の企業又は二者若しくは三者で構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であること。

⑵　契約を締結する能力を有しない方（未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている方については、この限りではございません。）及び破産者で復権を得ない方でないこと。

⑶　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている方、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている方又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている方でないこと。

⑷　入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までの期間に、国土交通省東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年６月28日付空経第386号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　当社への出資会社又は当社への出資会社と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。

⑹　上記１．⑵に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係において関連がある建設業者でないこと。

⑺　入札に参加しようとする方の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある方の全てが特定ＪＶの代表者以外の構成員である場合を除きます。）。

なお、上記⑸⑹⑺の「資本関係」又は「人的関係」のある方とは、次に定める基準に該当する場合となります。

(a)　資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更生会社（以下「更生会社」といいます。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除きます。

㋐　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいいます。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

㋑　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b)　人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、㋐については、一方の会社が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除きます。

㋐　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

㋑　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(c)　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑻　日本国の建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建築工事業の許可を取得している方であること。

⑼　日本国の建設業法第27条の29第１項の総合評定値通知で、入札参加時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,200点以上であること。

⑽　単独の企業又は特定ＪＶの代表者は、平成14年４月１日以降に供用中の空港における延床面積が50,000㎡以上の空港旅客ターミナルビルの新築又は増築工事において、建築工事元請としての施工実績（特定ＪＶの構成員でも可）を有すること。

⑾　特定ＪＶの代表者以外の構成員は、「空港における工事」において、施工実績を有すること。

⑿　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(a)　日本国の建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士又は建設業法による一級建築施工管理技士、もしくはこれと同等以上の資格を有すること。

(b)　上記⑽に示す工事について、元請として完工した工事の施工経験を有すること。

(c)　監理技術者にあっては、建設業法による監理技術者資格証を有すること。

⒀　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。